

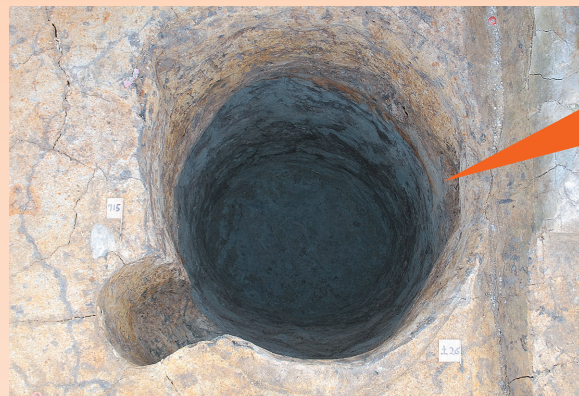
# 平泉を掘る

発掘最前線<sup>187</sup>

— 志羅山遺跡第118次発掘調査 その6 —

## 【汚物廃棄穴】

汚物廃棄穴は排泄物などを溜めていた遺構です。「トイレ遺構」などとも呼ばれていますが、直接この穴で用を足していたのではなく、排泄物を他から運び込んで「肥溜め」の役目を果たしていたものと考えられます。



上/写真1 汚物廃棄穴を掘り上げた状況  
直径90×85センチ、深さ約1.8メートルの円形の穴です。調査区の西端で見つかりました。



上/写真2 見つかった種  
写真1の底近くに埋まっていた土には種がたくさん混じていました。当時の人が食べたウリなどの種が未消化のまま排泄されたものと考えられます。種が含まれた土を調べることで、当時の人たちの食生活を知ることができます。



上/写真3 巨大な汚物廃棄穴？  
1辺が約1.8メートル、深さ約4メートル、四角い形の大きな穴で、井戸のような見た目や大きさです。当時の人たちが井戸を掘ろうとしましたが、水が湧かなかつたためにゴミを捨てる穴に使用方法を変えたのかもしれませんが、実際、底まで掘って数日経っても水はにじみ出る程度しか湧きませんでした。



上/写真4 「ちゅう木」が出土した様子  
写真3の穴からは「ちゅう木」のような木製品が大量に出土しました。白線で囲んだところは、ちゅう木がまとまっている範囲です。



写真5 出土した「ちゅう木」  
「ちゅう木」は細い棒状の木で、現在のトイレトーパーと同じような使われ方をされていました。長さは20～25センチ程度です。

850年経ってもトイレの土は臭うらしいケロ♪



# 税申告の準備を始めましょう

間もなく町・県民税の申告と所得税の確定申告の時期を迎えます。収入、支出の科目ごとの整理や各種控除を証明する書類などの確認を行い、税申告に向けて準備を始めましょう。

■問い合わせ先…税務課 ☎46-5563

## ■申告会場…役場2階201会議室

※例年、申告会場は混雑しますので税務署が開設する申告書作成会場などをお早めにご利用ください。

## ■申告の日程

日程	対象	日程	対象
2月4日(木)	肉・乳用牛生産者	2月25日(木)	11区
2月5日(金)		2月26日(金)	12区
2月8日(月)		3月1日(月)	13区
2月9日(火)	1区	3月2日(火)	14区
2月10日(水)	2区	3月3日(水)	15区
2月12日(金)	3区	3月4日(木)	16区
2月15日(月)	4区	3月5日(金)	17区
2月16日(火)	5区	3月8日(月)	18区
2月17日(水)	6区	3月9日(火)	19区
2月18日(木)	7区	3月10日(水)	20区
2月19日(金)	8区	3月11日(木)	21区
2月22日(月)	9区	3月12日(金)	予備日 (午前のみ)
2月24日(水)	10区	3月15日(月)	予備日 (午前のみ)

※例年と日程が異なるため、ご注意ください。

## ■受付時間…8:30～15:30

※予備日の2日間は、例年大変混雑するため、午前中のみ(12:00まで)の受け付けとなりますので、ご注意ください。

## ■受け付けできる申告

①確定(所得税)申告、②町・県民税申告  
※青色申告以外の人でも申告の内容によっては税務署へご案内する場合があります。  
※土地・建物の売却に伴う収入がある人は、早めに税務署へ申告されることをお勧めします。

## ■注意点など(重要)

- 会場には大勢の申告者が来場します。町では、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染防止対策として、従事する職員と来場者のマスクの着用、うがい、手洗い、手指の消毒を徹底します。
- 対象行政区などの日に都合の付かない場合は、対象行政区以外の日に申告することも可能ですが、対象行政区の人を優先的に受け付けすることになりますので、あらかじめご了承ください。
- 申告書類の整理記帳(収支内訳の作成など)が済んでいる皆さんの待ち時間を短縮するため、主に事業や不動産収入のある人は受け付けで収支内訳など(帳簿など)を提示していただき、書類の作成が済んでいる人のみを受け付けします。(作成済書類の提示がない場合は、受け付けできません)
- 個人で事業や農業、不動産所得がある人は、日々の取引に関する帳簿の記帳が義務付けられています。収入や各経費の記帳漏れがないか、1年間の合計額が正しく計算されているか帳簿の確認をお願いします。(1年間の合計額を必ず計算してください)
- 医療費控除がある人は個人ごと、病院ごとの合計額と通院費用をあらかじめ計算してきてください。必要事項が記載された「医療費のお知らせ」など医療費通知を添付すると、医療費の明細の省略ができます。医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)がある人は、薬局などの販売店ごと、医薬品名ごとの合計をあらかじめ計算してください。
- 収支内訳の作成や申告について不明な場合は、2月からの申告期間前に税務署または税務課へ事前にご相談ください。

## 自宅から所得税などの確定申告書提出できます

■国税庁ホームページで確定申告書を作成  
画面の案内に従って金額などを入力すれば、控除額や税額などが自動計算され、所得税・消費税の申告書などが作成できます。次のようなメリットもあります。

▽24時間利用でき、空いている時間に簡単に作成  
▽自動計算機能で計算間違いのない申告書を作成可能  
作成した申告書は、印刷して郵送などで提出できるほか、e-Taxを利用して電子送信も可能です。

## ■e-Taxで電子送信

e-Taxを利用するには「マイナンバーカード」または「税務署で職員と対面による本人確認をして通知されたID・パスワード」が必要です。いずれの方法でもパソコンだけでなくスマホからも申告ができます。

また、令和2年分の確定申告からマイナンバーを活用して、生命保険料控除証明書などの情報を一括取得し申告書に自動入力できる「マイナンバー連携」が始まります。マイナンバーカードやマイナンバー連携を活用すれば、自宅などからe-Taxはさらに簡単・便利になりますのでご利用ください。

## ■その他

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

## ■お問い合わせ先

一関税務署 ☎23-4205

